（前のページより続き）

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第二十五条の二第三項の規定に基づき、同条第一項の規定による請求をすることができる期間として農林水産大臣が定める期間を定める件（同七〇一）　五六

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するものを指定する件の一部を改正する件（同七〇二）

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（同七〇三）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件

（国土交通四三六、四三七）

○都市計画に関する件

（関東地方整備局一三八～一四五）　八〇

○道路に関する件（同一四六～一四八）　八二

○道路に関する件

（北陸地方整備局六六、六七）

○道路に関する件

（中部地方整備局五〇）　八四

○自動車専用道路に関する件

（近畿地方整備局五四）

○都市計画に関する件（同五五～六一）

○都市計画に関する件

（中国地方整備局四九）　八五

○都市計画に関する件

（北海道開発局四六～五一）

○道路に関する件（同五二、五三）　八六

〔国会事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十七年度弁理士試験に係る委員（工業所有権審議会）　八九

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　九〇

〔公　告〕

諸　事　項

裁判所

破産、免責関係　九一

特殊法人等

型式住宅部分等製造者の認証、厚生年金基金解散・清算人就任関係　九二

地方公共団体

行旅死亡人、高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定関係　一〇七

会社その他

会社決算公告　一〇八

内閣官房令

○内閣官房令第三号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）等の施行に伴い、関係法律及び関係政令の規定に基づき、独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係内閣官房令の整備等に関する内閣官房令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日　内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係内閣官房令の整備等に関する内閣官房令

（職員の退職管理に関する内閣官房令の一部改正）

第一条　職員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「電気通信事業者による固定電話の役務の給付及び」を削る。

第三条第一項第二号及び第四条第一項第二号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第三条を削り、第四条を第三条とする。

別記様式第一中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

別記様式第二中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、「、電気通信事業者による固定電話の役務の給付」を削る。

別記様式第三中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部改正）

第二条　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令

第一条中「特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令」を「行政執行法人の役員の退職管理に関する政令」に改め、「電気通信事業者による固定電話の役務の給付及び」を削る。

第二条中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条第一項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第三条第一項及び第三項第二号から第六号までの規定並びに第四条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第三条を削る。

別記様式第一中「第54条の２第１項」を「第54条第１項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令」を「行政執行法人の役員の退職管理に関する政令」に改める。

別記様式第二中「第54条の２第１項」を「第54条第１項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、「、電気通信事業者による固定電話の役務の給付」を削る。

別記様式第三中「第54条の２第１項」を「第54条第１項」に改め、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

別記様式第四中「第54条の２第１項」を「第54条第１項」に改める。

別記様式第五及び別記様式第六中「第54条の２第１項」を「第54条第１項」に、「特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令」を「行政執行法人の役員の退職管理に関する政令」に改める。

別記様式第七中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第54条の２第１項」を「第54条第１項」に改める。

別記様式第八及び別記様式第九中「第54条の２第１項」を「第54条第１項」に改める。

別記様式第十中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第54条の２第１項」を「第54条第１項」に改める。